銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の２第２項第３号の銃砲刀剣類等をいう。）、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件（日本の国籍を有する航空機にあっては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあっては、当該外国において航空機内での所持が認められているもののうち、国土交通大臣が適当と認めるもの）	○	○	○	—	
水銀を含んだ医療用体温計（個人用であって、保護箱に入れてあるもの）	○	○	○	１個	
雪崩救難用バックパック（区分番号が１．４であって隔離区分がＳの火薬類で含有量が200㎎以下のもの及び区分番号が２．２の圧縮ガスのものであり、誤作動が生じないように包装され、かつ、バックパック内のエアーバッグが圧力開放弁を有するもの）	○	○	×	１個	
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器	○	○	○	—	１）当該物件は、自らが使用するものに限る。 ２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ３）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が２ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池	×	○	○		
リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	１）当該物件は、自らが使用するものに限る。 ２）リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ３）リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池	×	○	○		
携帯型電子機器に使用される燃料電池	×	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備のカートリッジ２個	１）当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含まれているものに限る。 ２）航空機内における燃料電池への燃料補給は行わないこと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場合を除く。 ３）当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合していること。 ４）一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体については200㎖、固体については200ｇ、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合は120㎖、金属製の場合は200㎖、水素吸蔵合金については120㎖以下のものであること。 ５）燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあっては、別表第１に掲げる特別規定Ａ162に準拠すること。 ６）燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物としてはならない。 ７）燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされていること。
燃料電池に使用される予備のカートリッジ	○	○	○		
省エネルギー型の家庭用電球	○	○	○	—	小売販売されている容器に収納されていること。
自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器	×	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ２）リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が８ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が160Wh以下のものであること。
短絡しないように個々に保護された予備のリチウム電池	×	○	○		
空気汚染モニター装置の目盛り検査のために使用される危険物を含む透過装置	○	×	×	—	当該物件は、別表第１に掲げる特別規定Ａ41に準拠すること。
別表第１に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）を内蔵した携帯型電子機器	○	○	×	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	蓄電池（漏れ防止型のもの）は、別表第１に掲げる特別規定Ａ67に準拠しており、かつ、電圧が12Ｖ以下、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）	○	○	×		
内燃機関又は燃料電池機関	○	×	×	—	当該物件は、別表第１に掲げる特別規定Ａ70に準拠すること。
病毒を移さない動物の標本	○	○	×	—	当該物件は、別表第１に掲げる特別規定Ａ180に準拠すること。
冷却液体窒素を含有する断熱容器	○	○	×	—	当該物件は、別表第１に掲げる特別規定Ａ152に準拠すること。
輸送許容物件が使用されたセキュリティシステムを有する装置（アタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等であって、不測の作動を防止するための機能を有するもの）	○	×	×	—	１）当該物件に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。 ２）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次のいずれかに該当すること。 ア）リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が１ｇ以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が２ｇ以下であること。 イ）リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。 ウ）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ３）当該物件に高圧ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）区分番号が２．２であって、一容器当たりの容量が50㎖以下であること。 イ）機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものではないこと。 ウ）偶発的に作動した場合であっても、全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 ４）欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。

㈱１）質量及び容量は、正味質量及び正味容量である。
２）受託手荷物は、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空運送事業を経営する者に委託する物件である。
３）電動車椅子等に用いる蓄電池等及びリチウムイオン電池であって、装置から容易に取り外すことができるものは、取り外すこと。
４）携帯電子機器は、不測の作動を防止するよう措置されていること。なお、携帯電子機器とは時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話及びノートパソコン等をいう。